

# 高知大学内部質保証の基本方針

令和2年6月10日

学長裁定

最終改正 令和6年3月15日

## 1 目的

この方針は、高知大学（以下「本学」という。）がその使命や目的の実現に向けて、自らの諸活動の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善及び向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を推進するため、実施体制、手順等について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 内部質保証の対象とする活動

内部質保証の対象とする活動は、本学の活動のうち、教育課程に関すること、学生支援に関すること、学生受入に関すること、施設整備に関すること、地域連携に関すること、研究に関すること並びに図書館及びＩＣＴに関することとする。

## 3 内部質保証を実施する責任者及び組織体制

本学の内部質保証の責任者は学長とし、体制は以下のとおりとする。

### （1）内部質保証会議

学長を議長とし、内部質保証の基本方針及び実施の具体的な手順等について審議するとともに、全学組織及び部局が実施する内部質保証の取組を総括する。

### （2）ＩＲ・評価機構

内部質保証会議の指示に基づき、全学組織の内部質保証の取組をとりまとめ、内部質保証会議へ報告する。また、全学組織及び部局が内部質保証の取組を実施する上で必要なデータの提供などの支援を行う。

### （3）全学組織及び部局

内部質保証の実施を担当する全学組織及び部局は、次表のとおりとする。

対象とする活動	全学組織	部局
教育課程に関すること	全学教育機構	各学部、土佐さきがけプログラム、研究科各専攻、共通教育実施委員会、学び創造センター、データサイエンスセンター、教師教育センター

学生支援に関すること	全学教育機構	各学部、土佐さきがけプログラム、研究科各専攻、学び創造センター、グローバル教育支援センター、希望創発センター、健康管理センター
学生受入に関すること	入試企画実施機構、大学院入学試験委員会	各学部、研究科各専攻、学び創造センター
施設整備に関すること	全学財務委員会	なし
地域連携に関すること	次世代地域創造センター	なし
研究に関すること	研究推進戦略委員会	学系各部門、総合研究センター、防災推進センター、I o P 共創センター、M E D i センター、海洋コア国際研究所
図書館及び I C T に関すること	学術情報基盤図書館	なし

#### 4 内部質保証の手順

- (1) 部局は、担当する活動について点検・評価を行う。点検・評価の結果、改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。点検・評価の結果及び改善計画は、それぞれの活動の内部質保証の実施を担当する全学組織へ報告する。
- (2) 全学組織は、担当する活動について点検・評価を行う。このとき、対象とする活動を担当する部局がある全学組織は、部局からの報告を受けて行うものとする。点検・評価の結果、改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。また、部局の活動に改善の必要があると認める場合は、該当する部局に対して必要な改善を指示する。点検・評価の結果、改善計画及び部局へ指示した改善の内容は、I R ・評価機構を通じて内部質保証会議へ報告する。
- (3) 内部質保証会議は、全学組織からの報告を受けて、本学の活動全体を点検・評価する。点検・評価の結果、改善の必要があると認める場合は、改善計画を作成する。また、全学組織及び部局の活動に改善の必要があると認める場合は該当する全学組織及び部局に対して必要な改善を指示する。
- (4) 内部質保証会議、全学組織及び部局は、作成した改善計画を遅滞なく実施する。また、全学組織及び部局は、内部質保証会議又は全学組織から改善の指示があった場合は遅滞なくその改善指示に沿った改善計画を実施する。
- (5) 内部質保証会議、全学組織及び部局は点検・評価の結果、その活動が適切に行われ

ていると認めた場合であってもさらにその活動の質の向上に努める。

## 5 外部評価等の活用

全学組織及び部局は、担当する活動に関連する関係者からの意見聴取の結果、外部評価の結果や学内の他の自己点検・評価の結果など内部質保証以外の評価の結果又は監事、会計監査人からの意見及び外部者による意見がある場合は、その内容を活用し点検・評価を行う。

## 6 進捗状況の確認

I R・評価機構は、内部質保証会議、全学組織及び部局が作成した改善計画の進捗状況を定期的に確認し、内部質保証会議に報告する。

## 7 内部質保証の実施頻度

全学組織及び部局の点検・評価は、原則として年1回実施する。ただし、実施する全学組織及び部局の実情に合わせて年1回点検・評価する項目と、法人評価や認証評価（機関別・分野別）の時期を勘案した上で5年から7年に1回点検・評価する項目を設定するなど、実施する全学組織及び部局の負担軽減に配慮する。

## 8 情報の公表

全学組織及び部局が実施した点検・評価の結果は、学校教育法第109条第1項の規定に基づき、本学の活動に支障を来さない範囲で公表する。

## 9 基本方針の見直し

内部質保証会議は、学内外の情勢及び点検・評価の結果を勘案し、定期的に基本方針の見直しについて審議を行う。

## 10 雜則

内部質保証の実施について必要な事項は、内部質保証会議が別に定める。